

条文新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第2条まで (略) (行為の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>1から11まで (略)</p> <p>12 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設若しくは同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又はこれらの施設の管理に係る行為</p> <p>13から34まで (略)</p> <p>第4条から第11条まで (略)</p> <p><u>附 則 (令和6年条例第16号)</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第2条まで (略) (行為の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>1から11まで (略)</p> <p>12 <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設若しくは同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又はこれらの施設の管理に係る行為</p> <p>13から34まで (略)</p> <p>第4条から第11条まで (略)</p>